

社会福祉法人 寿考会

介護職員等特定処遇改善加算の支給ルール

1. 支給対象となる職員は、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）の加算対象事業所に所属する職員でなければならない。
2. 支給対象職員を「10年以上の介護職経験を持つ介護福祉士」＝A、「A以外の介護職員」＝B、「A及びB以外の職員」＝Cに分けなければならない。
3. Aの10年以上ルールは、前職を含めるかについては各法人の判断とする。
4. Cの支給対象範囲は、各法人の判断とする。
5. 特定加算額は、全額支給対象職員に支給しなければならない。
6. Aの職員の特定加算平均支給額は、Bの職員の特定加算平均支給額を上回らなくてはならない。
7. Bの職員の特定加算平均支給額は、Cの職員の特定加算平均支給額の倍以上でなくてはならない。（「A：B：C＝1.1以上：1：0.5」ルール）
8. Cの職員の年収額は、特定加算を支給することによって440万円を超えてはならない。よって、年収440万円を超えるCの職員は、特定加算の支給対象とはならない。
9. 今までの処遇改善加算同様、法人単位で包括して支給してもよい。ただしその場合、Aの職員に年収440万円を超える者又は月額8万円以上特定加算を支給する者が、事業所の数以上いなくてはならない。

“当法人における介護職員等特定処遇改善加算の取り扱い”

1. 支給対象者は、法人内介護保険事業所に所属する全職員とする。ただし、介護職員以外で年収440万円を超える者は対象外とする。
2. 当該加算の支給方法は、賞与支給時に在職する支給対象職員に期間中の加算額を一括支給するものとする。
3. 当法人における10年ルールは賞与支給月の前月末日時点で、前職を含めて計算するものとする。現時点における当法人のA、B、Cの員数は、それぞれ12名、16名、15名となる見込み。
4. 令和4年度（半期）の法人内介護保険事業所における介護職員等特定処遇改善加算の総額は930,300円となる見込み。
5. 令和3年度介護報酬改定より各グループへの配分比率の変更となったが、Aグループ対象者への評価を重要視する為に概ね前年度までの配分比率を維持する事とする。
6. Aの今年度平均支給額は40,871円、Bの今年度平均支給額は20,501円、Cの今年度平均支給額は9,771円となる見込み。
7. 以上の支給日は、令和4年6月30日とし、当日在職する者に支給する。自分がA・B・Cどのグループに属するかなど確認したい者は、直接各事業所の施設長へ問い合わせる事。